

# 1. NISA制度の見直し、ジュニアNISAの廃止

## 1. 改正のポイント

### (1) 趣旨・背景

より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促進する観点から、「つみたてNISA」について5年間延長するとともに、「一般NISA」についても2階建ての制度として衣替えし、5年間延長する。他方、「ジュニアNISA」については、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を2023年（令和5年）までとする。

### (2) 内容

- ① つみたてNISAについては、5年延長。
- ② 一般NISAは、新・NISA（積立枠と投資枠の2階建ての制度）として衣替えした上で5年延長。
- ③ ジュニアNISAの新規口座開設は2023年（令和5年）で終了し、その終了にあわせ、2024年（令和6年）1月1日以後は払出し制限が解除され、18歳未満であっても、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収をされることなく払出すことができる（過去の配当等・譲渡益に対する遡及課税は行われず、未成年者口座内の上場株式等の払出し時の含み益についても課税されない。）。

### (3) 適用時期

- ① 新・NISAは、一般NISAの終了後の2024年（令和6年）から適用される。
- ② 2023年（令和5年）12月31日において2023年（令和5年）分の一般NISA口座を利用している者については、自動的に新・NISA口座が開設される措置がとられる。

## 2. 改正の趣旨・背景

NISA制度（※）は、上場株式等に認められていた軽減税率（10%）が廃止された2014年（平成26年）に「一般NISA」がスタートした。その後、2016年（平成28年）に高齢者（親・祖父母）から若い世代への資産移転等を目的として未成年者の「ジュニアNISA」が、さらに、2018年（平成30年）から若年層も含めた老後資金設計として「つみたてNISA」がスタートした。

そして、今年度改正において、経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度について少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直し・延長が行われる。具体的には、「つみたてNISA」を5年延長すること、「ジュニアNISA」を期限到来したら終了すること、そして、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促進する観点から「一般NISA」は2階建ての制度（「新・NISA」）として衣替えした上で5年延長する改正が盛り込まれた。

※ 個人投資家に対する税制優遇制度であり、NISAで受入れられた株式・投資信託等の配当・譲渡益等は非課税とされる（譲渡損はなかったものとみなす。）。

## 【各NISAの利用状況等】

### ○ NISA（一般・つみたて）・ジュニア NISA 口座数

|               | 口座数           |
|---------------|---------------|
| NISA（一般・つみたて） | 1,340万7,221口座 |
| 一般NISA        | 1,170万1,321口座 |
| つみたてNISA      | 170万5,900口座   |
| ジュニアNISA      | 34万2,842口座    |

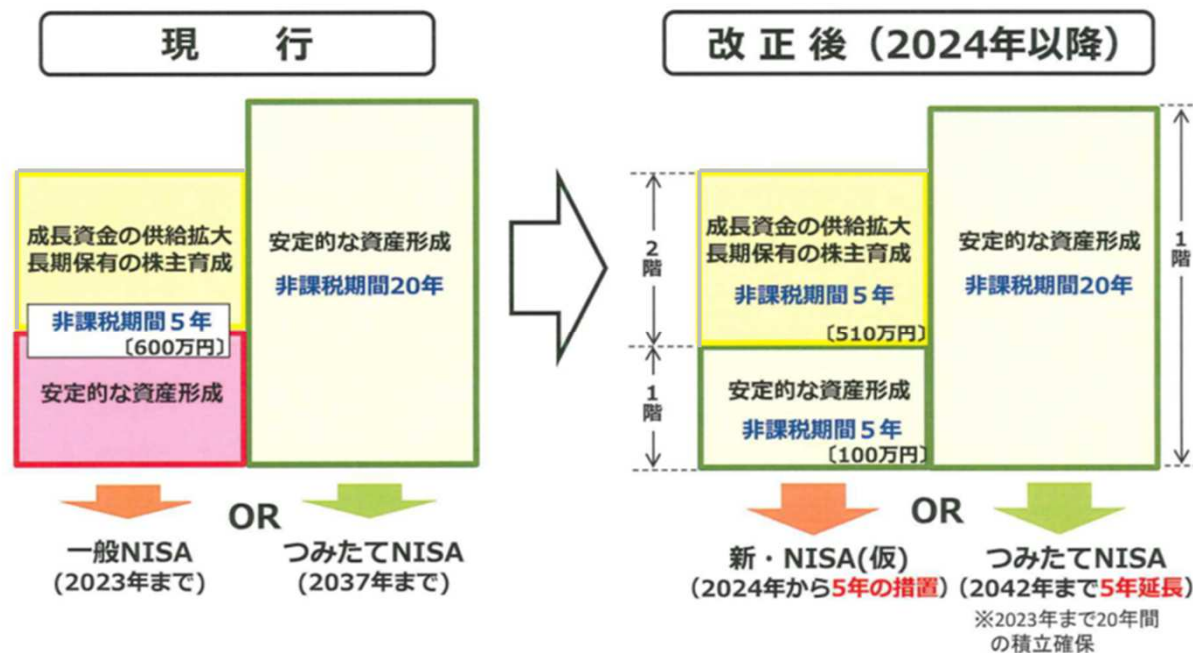
### ○ NISA（一般・つみたて）・ジュニア NISA 口座における買付額

|               | 買付額              |
|---------------|------------------|
| NISA（一般・つみたて） | 17兆6,067億4,180万円 |
| 一般NISA        | 17兆3,731億5,288万円 |
| つみたてNISA      | 2,335億8,892万円    |
| ジュニアNISA      | 1,518億3,439万円    |

（注）一般NISAの口座数は、基準日時点で、金融機関に対してマイナンバーの告知がされておらず、2019年の投資利用枠が設定されていない口座数を含む。

（出典）金融庁「NISA口座の利用状況調査（2019年9月末時点）」より

## 【NISA改正のイメージ】



（出典）財務省資料より

### 3. 改正の内容

#### 【改正後におけるNISA制度の概要】

「一般NISA(新・NISA)」と「つみたてNISA」は選択制(年ごとに選択可)

| 項目         | 一般NISA  | 新・NISA   | つみたてNISA                       | ジュニアNISA   |
|------------|---|--|--------------------------------|--|
| 対象者        | 20歳以上の居住者等(注1)                                      | 18歳以上の居住者等※  | 20歳以上の居住者等(注1)                 | 20歳未満の居住者等(注1)   |
| 非課税年間投資上限額 | 120万円<br>(2014年・2015年分は100万円)                       | <1階部分><br>20万円<br><2階部分><br>102万円                          | 40万円                           | 80万円   |
| 口座開設期間     | 2014年から2023年<br>(平成26年から令和5年)<br>※2024年から新・NISAに衣替え | 2024年から2028年<br>(令和6年から令和10年)                              | 2018年から2042年<br>(平成30年から令和24年) | 2016年から2023年(終了)<br>(平成28年から令和5年)  |
| 非課税期間      | 投資した年から最長5年間  | 投資した年から最長5年間   | 投資した年から最長20年間                  | 投資した年から最長5年間<br>(2024年以降も、口座開設者がその年の1月1日において18歳である年の前年の12月31日まで非課税保有を継続可能) |
| 投資対象       | 上場株式、上場新株予約権付社債<br>公募株式投資信託、ETF、REITなど              | <1階部分><br>一定の公募等株式投資信託(注2)<br><2階部分><br>上場株式・公募株式投資信託等(注3) | 一定の公募等株式投資信託(注2)               | 上場株式、上場新株予約権付社債<br>公募株式投資信託、ETF、REITなど                                     |

※成年年齢引下げ後の2024年に制度がスタートするため

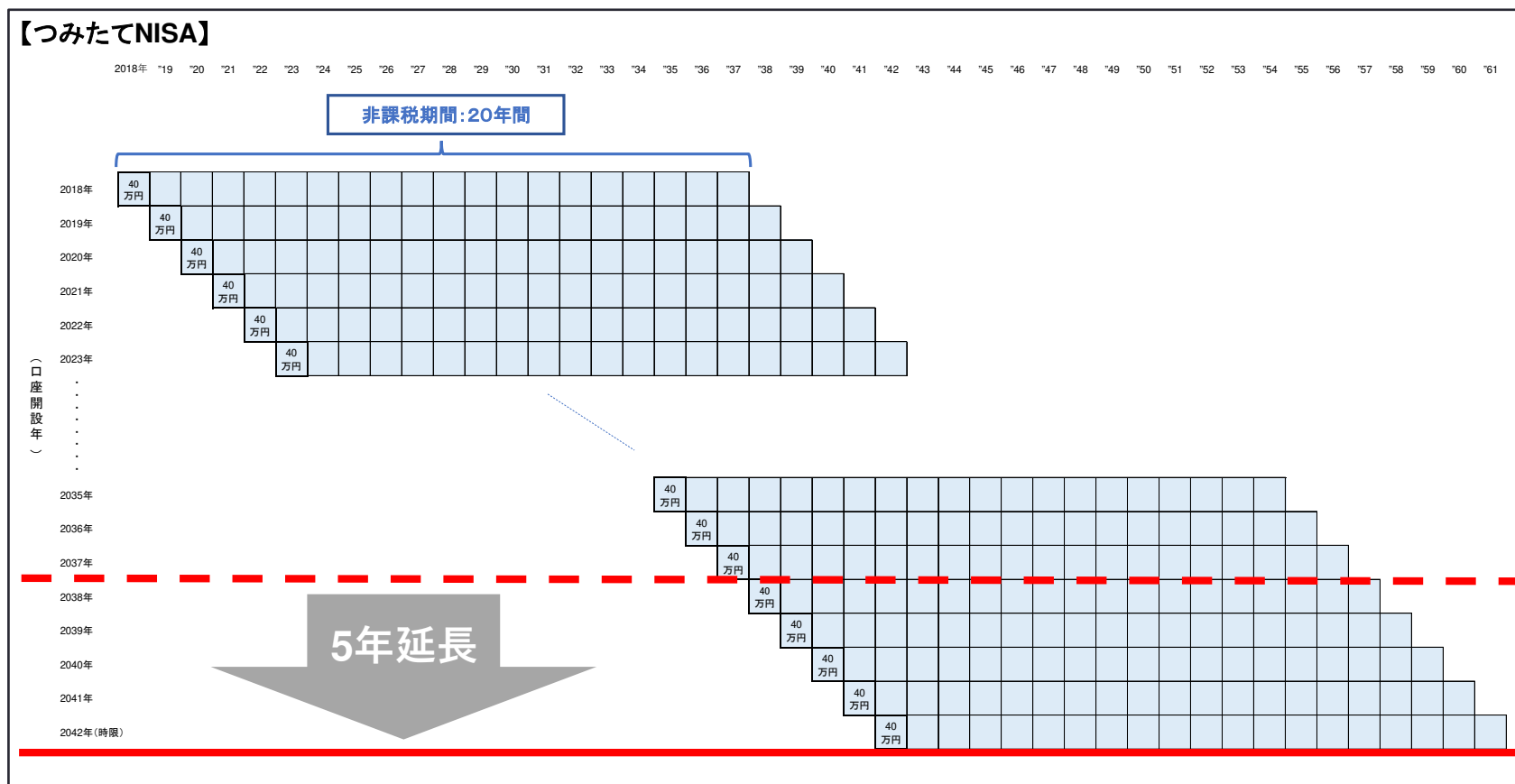
(注1)2023年(令和5年)1月1日以後は18歳

(注2)株式投資信託でその受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。

(注3)1-6【投資家別に見た新・NISAへの投資商品の違い】参照

## (1) つみたてNISAの延長

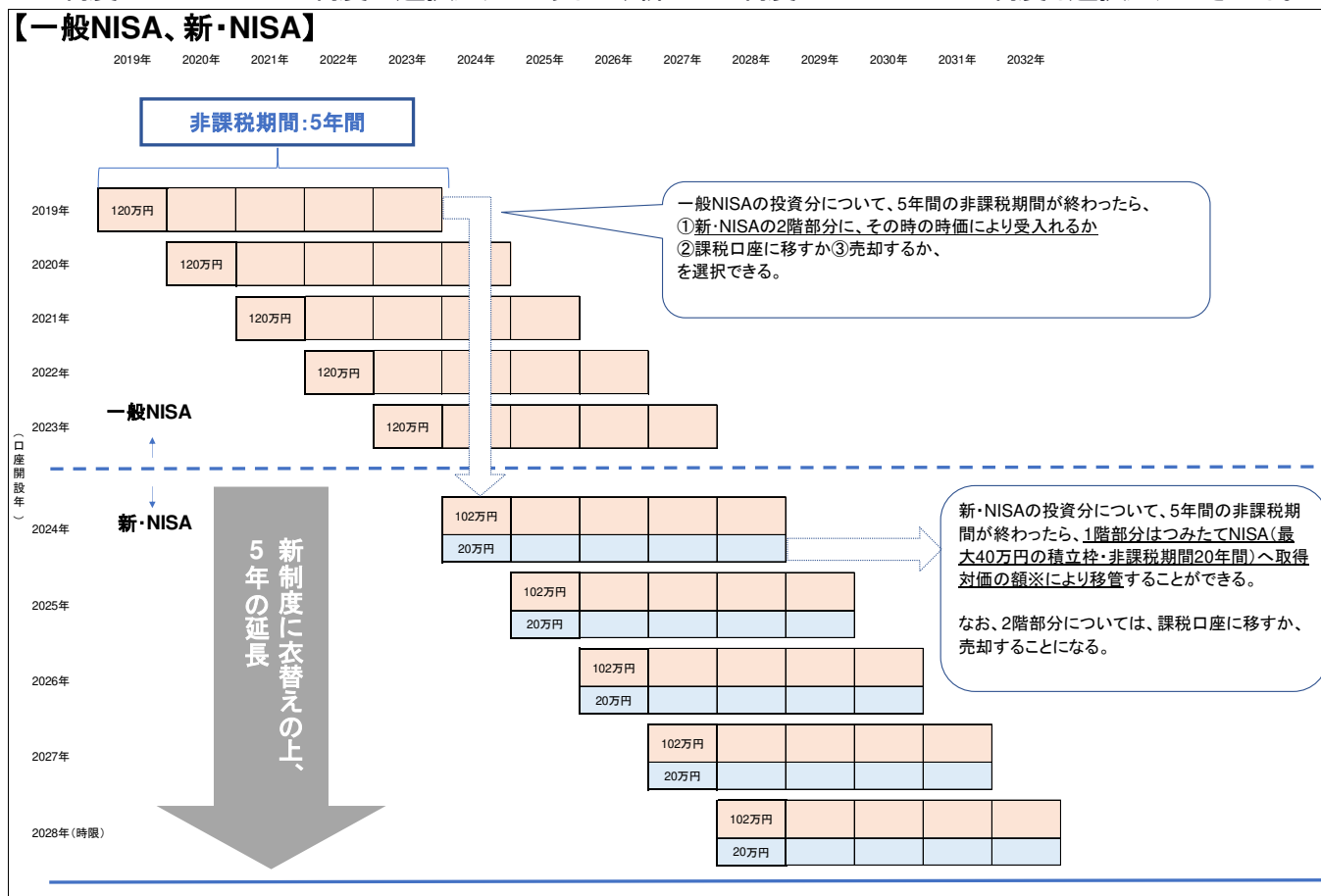
・つみたてNISAの投資可能期間(勘定設定期間)について、改正前は2037年(令和19年)12月31日までとされていたが、改正後はその期間が5年延長され、2042年(令和24年)12月31日までとされる。



## (2) 新・NISAについて

### 【一般NISAを2階建ての新・NISAとして5年間延長】

- ・一般NISAの口座開設期間終了(2023年(令和5年))にあわせ、新・NISAに衣替えした上で5年間延長。
- ・新・NISAはリスクの低い一定の公募等株式投資信託に対象を限定した最大年20万円の積立枠(①特定累積投資勘定(仮称)。以下本レジュメでは、「1階部分」と呼ぶ。)と、従来通り上場株式などにも投資できる最大年102万円の枠(②特定非課税管理勘定(仮称)。以下本レジュメでは、「2階部分」と呼ぶ。)の仕組みになり、原則として1階部分に投資した場合(6月以内)にのみ2階部分にも投資できる制度になる(例外的に、投資経験者等で1階部分で一定の公募等株式投資信託への投資を行わない旨を示すなど一定の要件を満たした人は、2階部分で上場株式のみへの非課税投資ができることとされる。)
- ・一般NISA制度とつみたてNISA制度は選択適用であるが、新・NISA制度とつみたてNISA制度も選択適用とされる。



※大綱に記載あり

## 【投資家別に見た新・NISAへの投資方法の違い】

| 右記以外の者   | 投資経験者等のうち2階部分で上場株式のみに投資することを希望する者  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>&lt;2階部分&gt;</b></p> <p>非課税年間投資上限額 : 102万円<br/>           投資対象 : 上場株式・公募株式投資信託等(注1)<br/>           1階部分の6月以内受入 : 必要</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;1階部分&gt;</b></p> <p>非課税年間投資上限額 : 20万円<br/>           投資対象 : 一定の公募等株式投資信託</p> | <p style="text-align: center;"><b>&lt;2階部分&gt;</b></p> <p>非課税年間投資上限額 : 102万円<br/>           投資対象 : 上場株式(注1)<br/>           1階部分の6月以内受入 : -</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;1階部分&gt;</b></p> <p>なし(1階部分に投資しないことを届出)</p> |
| (注1)下記【投資家別に見た新・NISAへの投資商品の違い】参照   |  |

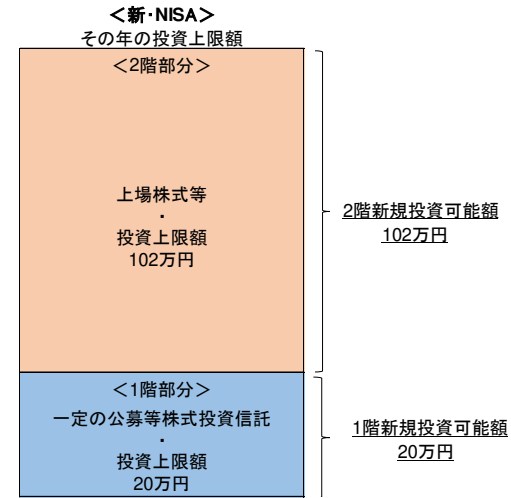
## 【(注1)投資家別に見た新・NISAへの投資商品の違い】

|      | 右記以外の者  | 投資経験者等のうち2階部分で上場株式のみに投資することを希望する者                                 |
|------|---|---|
| 2階部分 | 上場株式・公募株式投資信託等<br>ただし、下記を除く。<br>①整理銘柄など<br>②高レバレッジ投資信託など                | 上場株式のみとされる。<br>ただし、整理銘柄などは除く。<br>※上場株式に限定しているため、公募等株式投資信託などは含まれない |
| 1階部分 | 一定の公募等株式投資信託<br>(つみたてNISAの投資対象となる公募等株式投資信託と同様と思われる。<br>詳しくは政令で確認する必要あり) |   |

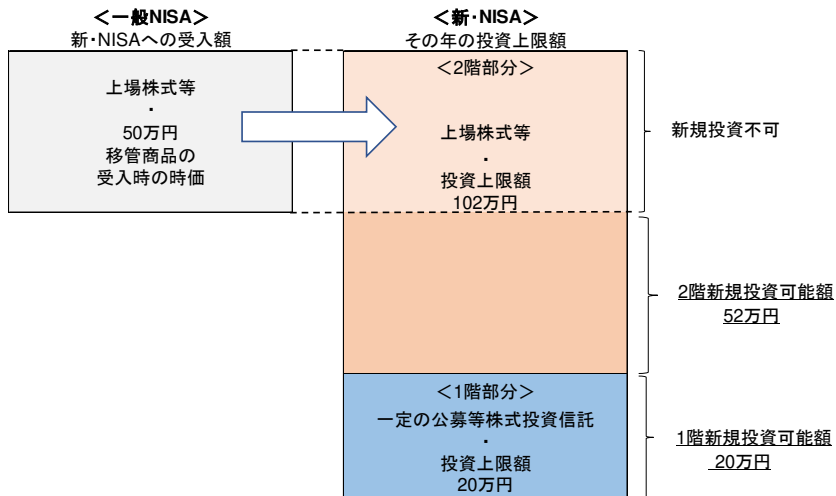
## 【新・NISAへの投資可能額の考え方】

- 一般NISAに係る非課税管理勘定等で管理していた上場株式等は、新・NISAに係る2階部分に受入れることができる。
- 上記の受入れをした場合には、新・NISAに係る2階部分及び1階部分のその年の投資上限額について以下の調整を加える。
  - 2階部分の投資上限額について、102万円から受入れた上場株式等の移管時の時価相当額を控除した金額をもって、その年の投資上限額とする(例②)。
  - 受入れた上場株式等の移管時の時価相当額が102万円を超える場合には、1階部分の投資上限額について、20万円からその超える部分の金額を控除した金額をもって、その年の投資上限額とする(例③)。

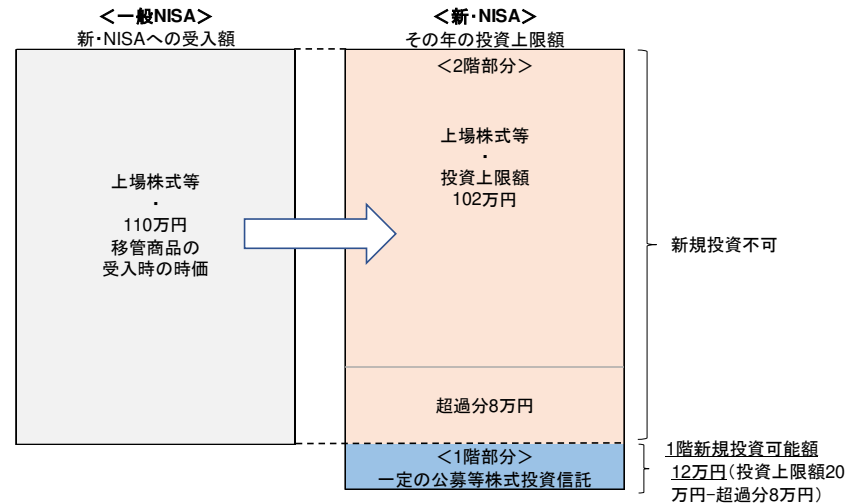
### ＜例①＞一般NISAから新・NISAへの商品の受け入れがない場合



### ＜例②＞一般NISAから新・NISAへの商品の受入時の時価が50万円である場合



### ＜例③＞一般NISAから新・NISAへの商品の受入時の時価が110万円である場合



### (3) ジュニアNISAについて

#### ① ジュニアNISA制度の廃止

ジュニアNISAは、利用実績の乏しさから新規の口座開設が2023年(令和5年)12月31日で終了する。

#### ② 払出し制限の解除

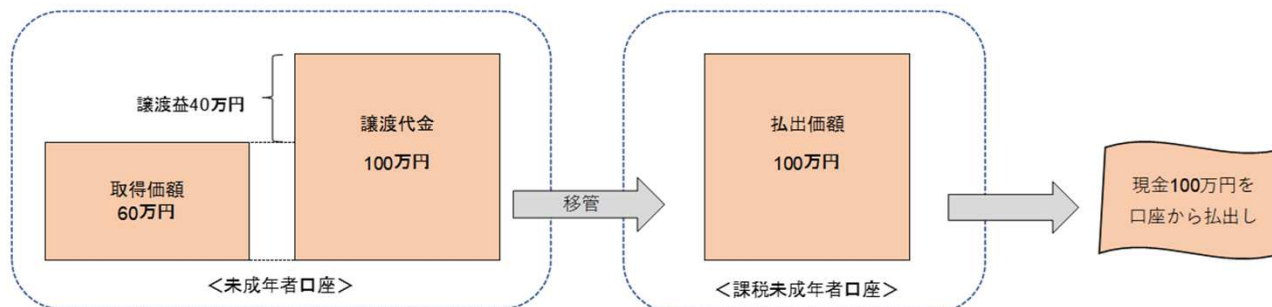
改正前は災害等のやむを得ない場合を除き、18歳になるまで未成年者口座及び課税未成年者口座からの払出しはできなかった。制限に反して18歳になるまでに払出しを行う場合は、未成年者口座において過去に非課税とされた配当等や売却益、払出時の含み益に対して源泉徴収がされた。

今年度改正により、2024年(令和6年)1月1日以後は払出し制限がなくなり、18歳になるまでに払出しをしても源泉徴収がされなくなる。

ケース1. 未成年者口座で上場株式を60万円で購入し、100万円で譲渡(譲渡益40万円は非課税)。その後売却代金100万円を2024年(令和6年)以後、かつ、18歳になる前に課税未成年者口座から払出した。

<改正前の取扱い> 譲渡益40万円に対して遡及して源泉徴収される(所得税15.315%、住民税5%)

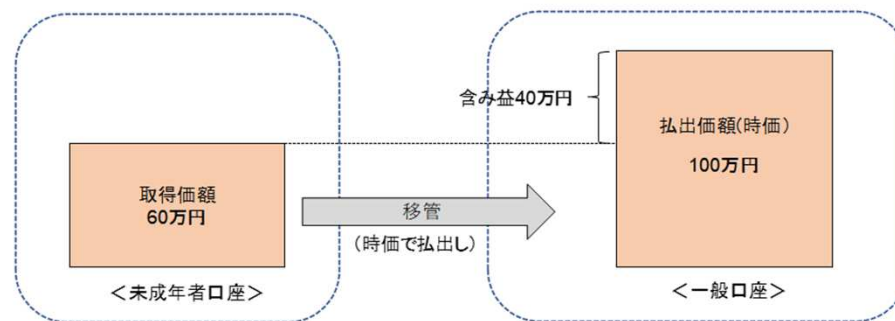
<改正後の取扱い> 源泉徴収されずに払出しができる(遡及して課税されない)



ケース2. 未成年者口座から上場株式(取得価額60万円、時価100万円)を2024年(令和6年)以後、かつ、18歳になる前に一般口座に払出した。

<改正前の取扱い> 含み益40万円に対して源泉徴収される(所得税15.315%、住民税5%)

<改正後の取扱い> 源泉徴収されずに払出しができる(含み益に課税されない)





### ③ジュニアNISA制度終了後の取扱い

ジュニアNISA(非課税管理勘定)は、口座開設年1月1日から5年経過後に非課税期間が終了する。ただし、5年経過後もその居住者が未成年者である場合には、その居住者が20歳(2023年(令和5年)以後は18歳。以下同じ。)に達する年の前年12月31日までは、非課税管理勘定又は継続管理勘定に上場株式等を移管することで、非課税期間を継続することができる。なお、20歳に達する年からは非課税管理勘定から一般NISA制度に移行できるが、2024年(令和6年)から2028年(令和10年)の間は、一般NISA制度に代えて新・NISA制度(2階部分)に非課税管理勘定又は継続管理勘定からの移行が可能となる。

